入札後（契約締結）の事務手続について（建設工事）

入札後（契約締結）の事務手続（建設工事）については、以下のとおりとなります。

※規則→山辺町契約に関する規則

約款→建設工事請負契約約款

　要領→山辺町建設工事元請下請関係適正化指導要領

流れ

（手順１）契約保証金の納付等

（手順２）契約書の提出

（手順３）契約締結

（手順４）監督職員指定の通知

（手順５）建設リサイクル法の対象工事の通知等

（手順６）前払金の請求

（手順７）前払金の支払

（手順８）中間前払金の請求

（手順１）契約保証金の納付等

契約保証に関しては、現金の納付、金融機関や保証事業会社の保証、履行保証証券による保証などがあります。現金で納付する場合は、あらかじめ会計課との協議後に財務会計システムで納付書を作成し、契約保証金を納めた後、[『契約保証金納付届』](http://www.city.tendo.yamagata.jp/nyusatsu/shinseisyo.html#5-1)に納付書の写しを貼り提出してください。

※建設工事請負金額が３００万円以内の場合は、原則免除≪規則§７⑹≫

（手順２）契約書の提出≪規則§２③≫（落札決定通知書受領から５日以内に提出）

●①『建設工事請負契約書』、②『解体工事に要する費用等調書』…※建設リサイクル法の対象工事の場合、③『仲裁合意書』、④『建設工事請負契約約款』の順に揃えて袋とじとする。

　※請書の場合は、②を除き省略。

　建設リサイクル法の対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、木材、アスファルト）を用いた建設物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等（土木工事を含む）で、建設工事の規模が下表以上の場合に調書を作成し、分別解体等及び再資源化等（再資源化、縮減）を実施しなければならない。（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の解体工事の場合 | 床面積　　　　　　　　80㎡以上 |
| 建築物の新築工事の場合 | 床面積　　　　　　　 500㎡以上 |
| 建築物の維持・修繕工事の場合 | 請負代金（税込）　　　1億円以上 |
| その他工作物に関する工事（土木工事も含む） | 請負代金（税込）　　500万円以上 |

・「分別解体等」とは、解体工事において、建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工すること。

・新築工事等（土木工事も含む）に伴い副次的に生じた建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工すること。

・「再資源化」とは、建設資材廃棄物について、資材、原材料として利用できる状態にすること。

・建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。

・「縮減」とは、燃焼、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずること。

（手順３）契約締結【業者等⇒町】

以下の書類について提出・確認

●　[現場代理人等指定通知](http://www.city.tendo.yamagata.jp/nyusatsu/shinseisyo.html#5-4)書（工事経歴書は任意様式。同担当者押印のうえ提出）

●　工事着手届、[工事工程表](http://www.city.tendo.yamagata.jp/nyusatsu/shinseisyo.html#5-5)（必要な場合、[施行体制台帳の写し](http://www.city.tendo.yamagata.jp/nyusatsu/shinseisyo.html#5-6)提出） ≪約款§３≫（契約締結の日から７日以内に提出）

●　建設業退職金共済組合掛金収納書※請書の場合は省略

【予定価格が３００万円を超える工事の場合】※必須

●　契約保証金の納付等

【下請発注額にかかわらずすべての工事の場合】

●　[下請報告書](http://www.city.tendo.yamagata.jp/nyusatsu/shinseisyo.html#5-7-1)

●　下請業者一覧表（下請契約書写添付）（一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、下請先の予定者を必ず書いて提出。自社で全て施工する場合もその旨記入し提出）

 ≪約款§８・要領§６≫

●　施工体制台帳の写し（建設業法施行規則第14条の２第２項に掲げる書類の写し添付）≪要領§６≫

●　施工体系図の写し≪要領§６≫

●　誓約書（元請、下請共）（※暴力団排除関係）≪要領§７≫

【下請発注額が４，０００万円以上（建築工事は６，０００万円以上）及び仕様書に定めがある場合（要領§６）】※必須

●　監理技術者講習修了証の写し

（手順４）契約締結後【町⇒業者等】

●監督職員指定（変更）通知書（副町長決裁）の交付 ≪約款§10≫

（手順５）通知等【町⇒県】

建設リサイクル法の対象工事は、同法第10条の規定により県知事（村山総合支庁建築課）に対し、通知書（工事着手日の７日前まで）を送付する。

【以下前払金請求がある場合】

（手順６）前払金の請求 ≪規則§９・約款§36①≫

請負代金が１件３００万円を超える工事について、保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合、請求書に保証書を添えて提出

※前払請求額は、契約金額（消費税含む）の４０％以内

（手順７）前払金の支払 ≪約款§36②≫

前払請求があったときは、その日から起算して１４日以内に支払わなければならない。

（手順８）中間前払金の請求 ≪約款§36③・④≫

前払いをした工事であって、かつ工期の２分の１を経過以降、中間前金払の認定を受けた請負代金１件１，０００万円以上の工事について、保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合、請求書に保証書を添えて提出

※中間前払請求額は、契約金額の２０％以内